

(別表)

薬事法第23条の2第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成17年厚生労働省告示第112号）の別表番号	適合性チェックリスト
7	据置型アナログ式乳房用X線診断装置 ポータブルアナログ式乳房用X線診断装置 移動型アナログ式乳房用X線診断装置 据置型デジタル式乳房用X線診断装置 移動型デジタル式乳房用X線診断装置 ポータブルデジタル式乳房用X線診断装置
20	移動型超音波画像診断装置 汎用超音波画像診断装置 産婦人科用超音波画像診断装置 乳房用超音波画像診断装置 循環器用超音波画像診断装置 膀胱用超音波画像診断装置
25	食道向け超音波診断用プローブ 鼻腔向け超音波診断用プローブ 据付型体外式超音波診断用プローブ 手持型体外式超音波診断用プローブ 非血管系手術向け超音波診断用プローブ 膣向け超音波診断用プローブ 直腸向け超音波診断用プローブ 体腔向け超音波診断用プローブ 膀胱向け超音波診断用プローブ 据付型体外式水槽タイプ超音波診断用プローブ
30	X線管装置
826	非静注インフュージョンポンプ